

**追補 (その2)**

次のように改正等されましたので、該当箇所についてご修正ください。  
(改正箇所等は、傍線等で示しました。)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律……1

改正 平成二十六年六月十三日 \*法律第六十九号

\*法律第六十九号は「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則……2

改正 平成二十六年三月十七日 省令第十一号

改正 平成二十六年六月四日 省令第三十一号

○バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示……5

改正 平成二十六年六月四日 告示第二百二十八号

○高圧ガス設備等耐震設計基準……6

改正 平成二十五年十一月二十九日 告示第二百五十号

# 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

## (四五頁 改正)

(機構、協会又は指定試験機関の処分等)についての審査請求

**第九十一条** 機構が行う適合性検査又は協会若しくは指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構、協会又は指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手續における意見の聴取)

**第九十二条** この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなけれ

ばならない。

2| 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3| 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(七三頁 平成二五年六月十四日法律第四四号)の附則の次に追加

附 則 (平成二六年六月一三日 法律第六九号) 抄

\* 法律第六九号は「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

**第一条** この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六八号)の施行の日から施行する。

**第二条** 第十条 (略)

# 液化石油ガスの保安の確保及び取引の 適正化に関する法律施行規則

## (一一三頁 改正)

(定義)

### 第一条 (略)

### 2 (略)

一〇五 (略)

六 (略)

イハ (略)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供施設を除く)、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十九条第一項の母子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第三項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百

十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十五項の地域活動支援センター若しくは同条第二十六項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホクチ (略)

七〇十二 (略)

## (一二五頁 改正)

(販売の方法の基準)

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〇十七 (略)

十八 貯槽又はバルク貯槽(以下この条及び第二十一条において「貯槽等」という。)であつて販売所内に設置されているものの周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かないこと。

十九〇二十二 (略)

二十二の二 第十九号の規定は、前号の規定による検査について準用する。この場合において、第十九号中「貯槽等の修理又は清掃(以下この条において修理等」という。)」とあるのは「第二十二号の検査」と、同号イからヘまでの規定中「修理等」とあるのは「当該検査」と、「貯槽等」とあるのは「バルク貯槽」と読み替えるものとする。

二十三 (略)

(一三九頁 改正)

(特定供給設備)

第二十一条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備

は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあつては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもので、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあつては、その貯蔵能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。

2 貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをで

きる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充填してはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充填できないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。

(一七五頁 改正)

(液化石油ガス設備工事)

第八十七条 (略)

2 第二十一条第二項の規定は、前項の特定供給設備以外の供給設備

の貯蔵能力について準用する。この場合において、同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。

(一八四頁 改正)

(帳簿)

第三百十一条 法第八十一条の規定により液化石油ガス販売事業者が帳簿に記載すべき事項は、販売所ごとに次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき場合	記載すべき事項
一 一六(略)	(略)
七 第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の検査を行った場合	一 バルク貯槽の種類及びその製造事業者の名称 二 高圧ガス保安法第五十六条の四第一項の特定設備検査合格証又は同法第五十六条の六の十四第二項の特定設備基準適合証の番号及び発行年月日 三 検査を行った年月日 四 検査を行った者の氏名又は名称及び住所 五 検査の結果 六 附属機器の種類、製造番号及び製造年月並びにその製造事業者の名称 七 検査を行った年月日 八 検査を行った者の氏名又は名称及び住所の附属機器の検査を行った場合
八 第十六条第二十二号の規定によりバルク貯槽の附属機器の検査を行った場合	一 検査を行った年月日 二 検査を行った者の氏名又は名称及び住所 三 検査を行った者の氏名又は名称及び住所の検査の結果

九 第十六条第二十 三号の規定により バルク容器の機器 の検査を行った場 合	一 機器の種類、製造番号及び製造年月並びに その製造事業者の名称 二 検査を行った年月日 三 検査を行った者の氏名又は名称及び住所 四 検査の結果
--	---

2・3 (略)

4 法第八十一条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、第一項に掲げる事項を記載した帳簿を販売所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる事項にあつては、それぞれ当該各号に定める日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

一 法第十四条第一項の書面交付に係る事項 当該販売契約の終了する日

二 次に掲げる保安業務に係る事項（法第二十七条第一項各号の保安業務を他の者に委託している場合に限る。） 次に掲げる保安業務が次に実施される日

イ 第三十六条第一項第一号の表イ(4)、ロ(4)、ハ(4)又はニ(4)に掲げる事項に係る点検

ロ 第三十七条第一号の表イ(2)又はロ(3)に掲げる事項に係る調査

三 第十六条第二十二号又は第二十三号の検査に係る事項 次回の検査を行う日又は当該検査を行ったバルク貯槽若しくはその附属機器若しくはバルク容器の機器（以下この号において「バルク貯槽等」という。）をくず化し、その他バルク貯槽等として使用する

ことができないように処分する日

5 法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から起算して二年間が経過する日（次の各号に掲げる保安業務に係る事項にあつては、当該保安業務が次に実施される日）まで保存しなければならない。ただし、一般消費者等に係る帳簿については、当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。

一・二 (略)  
6～8 (略)

（一九六頁 平成二五年三月二九日 省令第一二号の附則の次に追加）

附則（平成二六年三月一七日 省令第一一号）

この省令は地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附則（平成二六年六月四日 省令第三二号）

この省令は、平成二六年九月一日から施行する。

# バルク供給及び充てん設備に関する技術 上の基準等の細目を定める告示

(三〇五頁 改正)

(バルク貯槽又はバルク容器の機器の検査)

**第一条** 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十六条第二十二号の規定に基づくバルク貯槽（附属機器を除く。以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 (略)

二 (略)

イ 外観検査

(1) 目視及び非破壊検査により、バルク貯槽の外面について腐食、割れ、傷、変形等の欠陥がないことを確認すること。ただし、バルク貯槽のうちその内部において作業が可能なものの場合には、非破壊検査による確認は、外面に代え、内面について行うことができる。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

三 検査に合格したバルク貯槽は、当該バルク貯槽の見やすい箇所

イ 検査を行った者の名称又は記号

ロ 検査を行った年月

2 規則第十六条第二十二号又は第二十三号の規定に基づくバルク貯槽の附属機器又はバルク容器の機器（以下「附属機器等」という。

以下この項において同じ。）の検査は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

一 附属機器等の検査は、前回の検査の日（検査を受けたことのないものにあつては、製造の日）から起算して、それぞれ次に掲げる期間内に行うこと。ただし、当該期間が経過した後一年以内に、当該附属機器等が設けられているバルク貯槽の検査を行うべき期間の最終日又は当該附属機器等が設けられているバルク容器の経過年数が二十年となる日が到来するときは、これをその日まで延ばすことができる。

イ・ロ (略)

二 (略)

三 検査に合格した附属機器等は、当該附属機器等の見やすい箇所に、次に掲げる事項を容易に消えることがないように表示すること。

イ 検査を行った者の名称又は記号

ロ 検査を行った年月

(三三三頁 平成一五年三月三一日 告示第九五号の附則の次に追加)

**附則**（平成二六年六月四日 告示第一二八号）

この告示は、平成二十六年九月一日から施行する。

# 高压ガス設備等耐震設計基準

## (三五九頁 改正)

(球形貯槽の算定応力等)

### 第十一條 球形貯槽の算定応力等の計算方法は、次の各号に掲げる応力について、それぞれ当該各号に定める算式により計算すること。

ただし、鋼管ブレースに必要な補強をしている場合は第三号ハの計算を、シアプレート有する場合は、第四号ロの計算を行うことを要しない。

#### 一・二 (略)

#### 三 (略)

#### イ・ロ (略)

ハ ブレースの交差部分に生じる応力(鋼管ブレースの場合に限る。)

#### (1) 引張応力

$$\sigma_t = \sigma_v + \sigma_c \cos(2\theta)$$

この算式において、 $\sigma_v$ 、 $\sigma_c$ 、 $\sigma_c$ 及び $\theta$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$\sigma_v$  ブレースの交差部分に生じる引張応力(単位 ニュートン

毎平方ミリメートル)

$\sigma_c$  引張応力が生じる鋼管ブレースにおけるイに規定する値

$\sigma_c$  圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

$\theta$  第二号(1)に規定する値

#### (2) せん断応力

$$\tau = \sigma_c \sin(2\theta)$$

この算式において、 $\sigma_c$ 及び $\theta$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

ア ブレースの交差部分に生じるせん断応力(単位 ニュートン

毎平方ミリメートル)

$\sigma_c$  圧縮応力が生じる鋼管ブレースにおけるロに規定する値

$\theta$  第二号イ(1)に規定する値

#### 四(六) (略)

## (三七八頁 改正)

(耐震設計用許容応力等)

### 第十六條 (略)

#### 一(二)の二 (略)

#### 三 (略)

#### イ (略)

#### 表(a) (略)

#### 表(b)

組合せ応力の種類	判定式
圧縮応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_c}{f_c} + \frac{\sigma_b}{f_b} \leq 1$
引張応力及び曲げ応力の組合せ	$\frac{\sigma_t}{f_t} + \frac{\sigma_b}{f_b} \leq 1$
圧縮応力、曲げ応力及びせん断応力の組合せ	$\sqrt{(\sigma_c + \sigma_b)^2 + 3\tau^2} \leq f_c$
引張応力及びせん断応力の組合せ(鋼管ブレースの交差部分に限る。)	$\sqrt{\sigma_t^2 + 3\tau^2} \leq f_t$
引張応力及びせん断応力の組合せ(基礎ボルトに限る。)	$\frac{\sigma_t + 1.6\tau}{1.4} \leq f_t$

---

備考 (略)

ロ (略)

四 (略)

(三八七頁 平成二十三年二月二〇日告示第三六号の附則の次に追加)

附 則 (平成二五年一月二九日告示第二五〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は平成二十六年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの告示の施行後に高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物についてのこの告示の規定の適用については、なお従前の例による。

---